

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月6日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第53号

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「燃料」の次に「（安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）（以下「旧法」という。）第2条第2項に規定する燃料をいう。）」を、「熱」の次に「（旧法第2条第1項に規定する熱をいう。）」を加え、同条第2号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）」を「旧法」に、「以下同じ」を「次条第3項において同じ」に、「次条第11項」を「次条第12項」に改める。

第3条第6項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。